

第2節

# 海洋安全保障の確保

防衛大綱は、海洋国家であるわが国にとって、法の支配、航行の自由などの基本的ルールに基づく「開かれ安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通及び航空交通の安全を確保することは、平和と繁栄の基礎であり、極めて重要であるとしている。

この観点から、防衛省・自衛隊はインド、スリランカなどの南アジア諸国、東南アジア諸国といっ

たインド太平洋地域の沿岸国自身の海洋安全保障に関する能力向上に資する支援を推進している。

また、共同訓練・演習や部隊間交流、これらに合わせた積極的な寄港などを推進するとともに、関係国と協力した海賊への対応や海洋状況把握（MDA）の能力強化にかかる協力などの取組を推進している。  
Maritime Domain Awareness

## 1 海洋安全保障の確保に向けた取組

### (1) 政府としての基本的考え方

国家安全保障戦略において、わが国は海洋国家として、法の支配、航行・飛行の自由や安全の確保、国際法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本的ルールに基づく秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け主導的な役割を發揮することとしている。

また、2018年5月、第3期海洋基本計画が閣議決定された。本計画においては、海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、「総合的な海洋の安全保障」として政府一体となって取り組むことを明記している。

これに向け政府は、わが国の領海などにおける国益の確保、わが国の重要なシーレーンの安定的利用の確保などに取り組むこととしている。

また、海洋に関する施策に活用するため、海洋関連の多様な情報を艦艇、航空機などから収集、集約・活用するMDAの強化に向けた取組を一層強化することとしている。

なお、中国とASEANが策定に向け協議を続けている南シナ海行動規範（COC）Code of Conduct in the South China Seaに対し、わが国

としては、COCは、国連海洋法条約をはじめとする国際法に合致すべきであり、南シナ海を利用するステークホルダーの正当な権利や利益を害してはならないとの立場を表明している。

### (2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、シーレーンの安定的利用を確保するための海賊対処行動、中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動などを行っている。また、法の支配や航行の自由の重要性について、防衛省・自衛隊としても機会を捉えて国際社会に呼びかけており、例えば、2020年12月のADMMプラスにおいては、岸防衛大臣は、力を背景とした一方的な現状変更の試みや既成事実化に強く反対し、国連海洋法条約を含む国際法に則った紛争の平和的解決を強く要請する旨を述べた。

また、海自は、これまで、西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）Western Pacific Naval Symposiumの枠組みのもとで「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」Code for Unplanned Encounters at Sea（CUES）を策定するなどの取組も行っている。

## 2 海賊対処への取組

### 1 海賊対処の意義

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食料

の多くを海上輸送に依存しているわが国にとっては、看過できない問題である。わが国は、海賊行為に対しては、第一義的には警察機関である海上保安庁が対処し、海上保安庁では対処できない又は著しく困難と認められる場合には、自衛隊が対

処することになる。

ソマリア沖・アデン湾は、わが国及び国際社会にとって、欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路に当たる。人質の抑留による身代金の獲得などを目的とした機関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海賊事案が多発・急増したことを受けて採択された2008年6月の国連安保理決議第1816号をはじめとする決議<sup>1</sup>により、各国は同海域における海賊行為を抑止するための行動、特に軍艦及び軍用機の派遣を要請されている。

これまでに、米国など約30か国がソマリア沖・アデン湾に軍艦などを派遣している。海賊対処のための取組としては、2009年1月に第151連合任務部隊 (CTF151<sup>2</sup>) が設置されたほか、EUは2008年12月から「アタランタ作戦」を実施しており、また、これらに属さない各国独自の活動も行われている。

こうした国際社会の取組が功を奏し、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は、現在低い水準で推移しているものの、海賊を生み出

す根本的な原因とされているソマリア国内のテロや貧困などはいまだ解決されていない。また、ソマリア自身の海賊取締能力もいまだ不十分である現状を踏まえれば、国際社会がこれまでの取組を弱めた場合、状況は容易に逆転するおそれがある。このように、わが国が海賊対処を行っていかねばならない状況に大きな変化はない。

□ 参照 II部5章3項3 (海賊対処行動) p.198

図表Ⅲ-3-2-1 (ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生状況)

## 2 わが国の取組

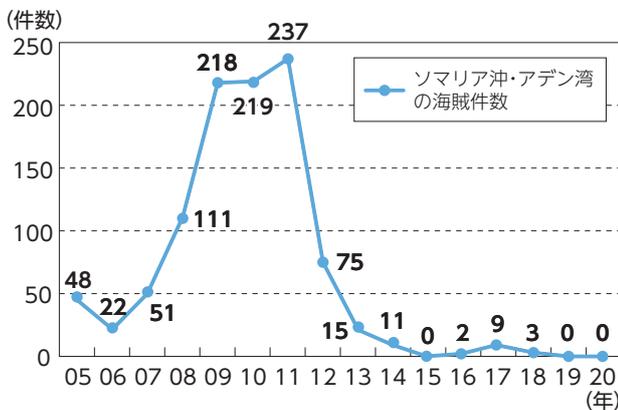
### (1) 海賊対処行動のための法整備

2009年3月、ソマリア沖・アデン湾においてわが国関係船舶を海賊行為から防護するため、海上警備行動が発令されたことを受け、護衛艦2隻<sup>3</sup>がわが国関係船舶の直接護衛を開始し、P-3C哨戒機も同年6月より警戒監視などを開始した。

その後、海賊対処法<sup>4</sup>が同年7月から施行されたことにより、船籍を問わず、全ての国の船舶を海賊

図表Ⅲ-3-2-1

ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生状況



(注) 資料は、国際商業会議所 (ICC) 国際海事局 (IMB) のレポートによる。



アデン湾における海賊対処行動に従事する護衛艦「おおなみ」(2020年6月)

動画：第35次派遣海賊対処行動水上部隊活動記録

URL：<https://youtube.com/watch?v=0OrAq4mBeG0&feature=share>

1 ほかに、国連安保理が海賊抑止のための協力を呼びかけている決議としては、決議第1838号、1846号及び1851号 (以上2008年採択)、決議第1897号 (2009年採択)、決議第1918号及び1950号 (以上2010年採択)、決議第1976号及び2020号 (以上2011年採択)、決議第2077号 (2012年採択)、決議第2125号 (2013年採択)、決議第2184号 (2014年採択)、決議第2246号 (2015年採択)、決議第2316号 (2016年採択)、決議第2383号 (2017年採択)、決議第2442号 (2018年採択)、決議第2500号 (2019年採択) 並びに決議第2554号 (2020年採択) がある。

2 パーレーンに司令部を置く連合海上部隊 (CMF: Combined Maritime Forces) が、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊として、2009年1月に設置を発表した。

3 2016年12月以降、1隻に変更

4 正式名称：「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」

行為から防護することが可能となった。また、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止するために他の手段がない場合、合理的に必要な限度において武器の使用が可能となった。

さらに、2013年11月、「海賊多発地域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の施行により、一定の要件を満たした場合に限り、警備員が日本船舶に乗船し、小銃を所持した警備が可能となった。

**□ 参照** 資料10（自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限等について）



バーレーンにおいて諸外国軍人と海賊対処行動に従事するCTF151司令官と同司令部要員（2020年6月）

## （2）自衛隊の活動

### ア 派遣海賊対処行動水上部隊などの部隊派遣

派遣海賊対処行動水上部隊、派遣海賊対処行動航空隊及び派遣海賊対処行動支援隊を派遣し、現地における活動を実施している。

派遣海賊対処行動水上部隊は、護衛艦（1隻派遣）により、アデン湾を往復しながら民間船舶を直接護衛するエスコート方式と、状況に応じて割り当てられたアデン湾内の特定の区域で警戒にあたるゾーンディフェンス方式により、航行する船舶の安全確保に努めている。護衛艦には海上保安官も同乗<sup>5</sup>している。

派遣海賊対処行動航空隊は、P-3C哨戒機（2機派遣）により海賊行為への対処を行っている。CTF151司令部との調整により決定した飛行区域において警戒監視を行い、不審な船舶の確認と同時に、海自護衛艦、他国艦艇及び民間船舶に情報を提供し、求めがあればただちに周囲の安全を確認するなどの対応をとっている。収集した情報は、常時、関係機関などと共有され、海賊行為の抑止や、海賊船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与している。

派遣海賊対処行動支援隊は、派遣海賊対処行動航空隊を効率的かつ効果的に運用するために、ジブチ国際空港北西地区に整備された活動拠点において、警備や拠点の維持管理などを実施している。

また、派遣海賊対処行動航空隊及び派遣海賊対処行動支援隊に必要な物資などの航空輸送を実施するため、必要に応じ空輸隊などを編成し、空自

輸送機を運航している。

なお、2020年11月、海外でのP-3C哨戒機の故障時に自衛隊による自己完結的な対応を安定的に実施するため、空輸隊などの人員数を約130名に増員するとともに、ジブチ活動拠点の改修などのため、派遣海賊対処行動支援隊の人員数を約120名に増員した。

### イ 第151連合任務部隊（CTF151）司令部派遣隊

海賊対処を行う各国部隊との連携強化及び自衛隊の海賊対処行動の実効性向上を図るため、2014年8月以降、CTF151司令部に司令部要員を派遣している。また、2015年5月から8月までの間には、自衛隊から初めてCTF151司令官を派遣し、その後、2017年3月から6月、2018年3月から6月及び2020年2月から6月までの間もそれぞれCTF151司令官及び司令部要員を派遣した。

### ウ 活動実績

水上部隊が護衛した船舶は、2021年3月31日現在で4,049隻であり、自衛隊による護衛のもとで、1隻も海賊の被害を受けることなく、安全にアデン湾を通過している。

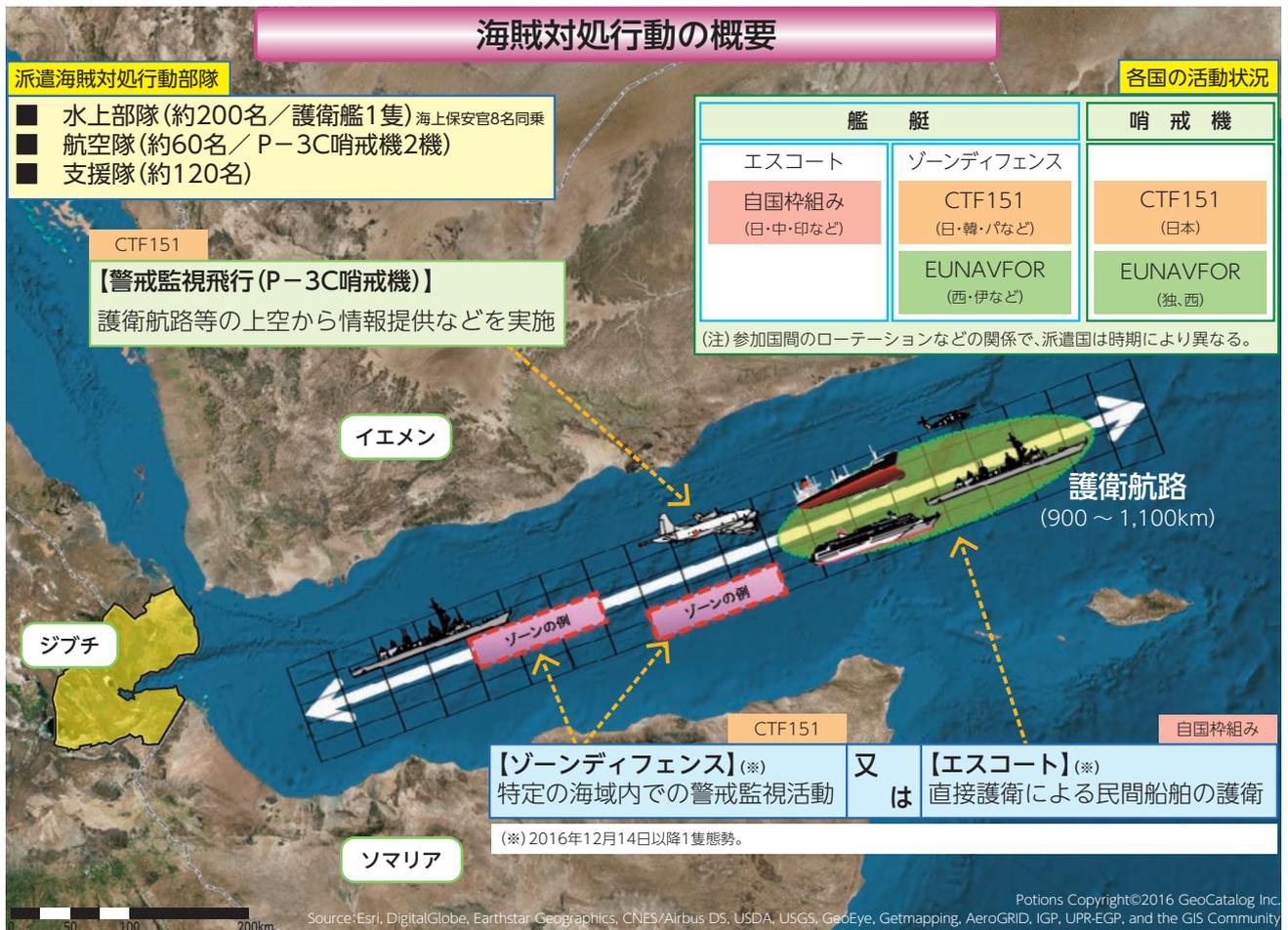
また、航空隊は、同日現在で飛行回数2,707回、延べ飛行時間約19,930時間、船舶や海賊対処に取り組む諸外国への情報提供15,266回の活動を行っている。アデン湾における各国の警戒監視活動の約7から8割を航空隊が担っている。

**□ 参照** 図表Ⅲ-3-2-2（自衛隊による海賊対処のための活動（イメージ））

図表Ⅲ-3-2-3（派遣部隊の編成）

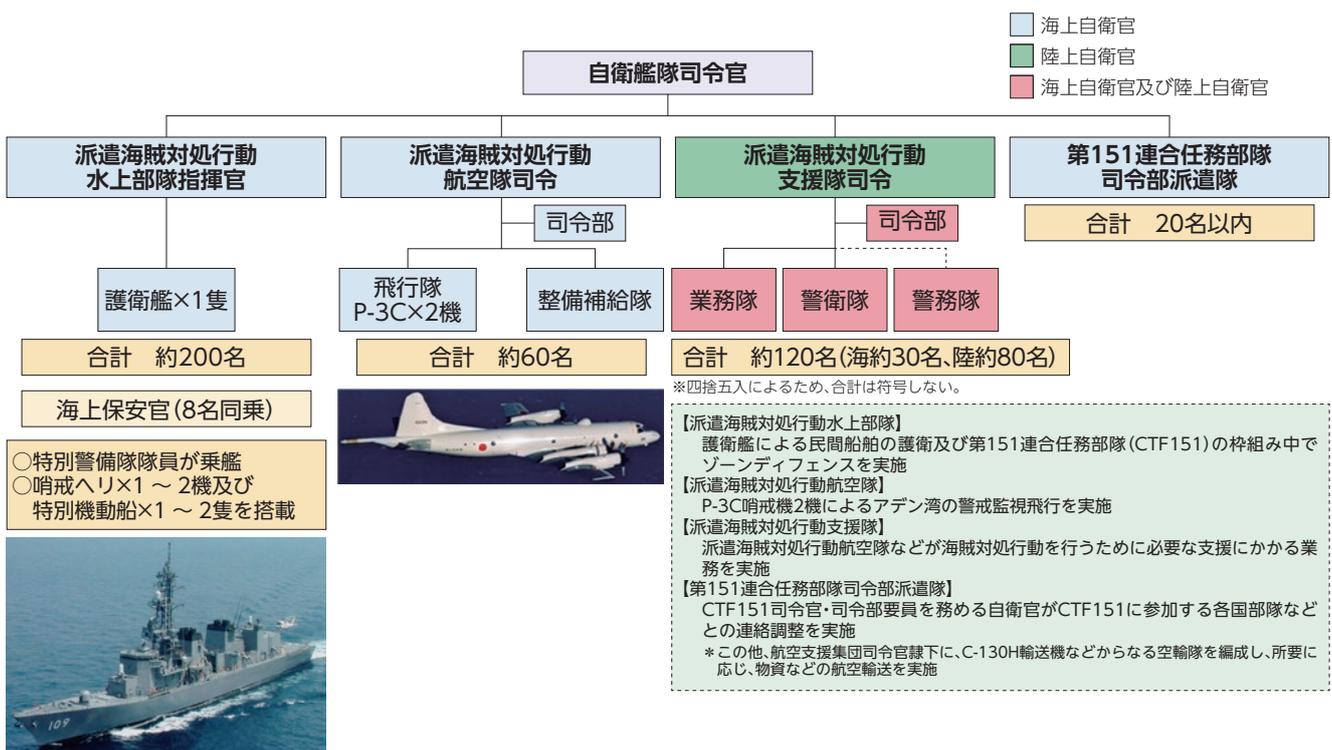
<sup>5</sup> 海自護衛艦に海上保安官8名が同乗し、必要に応じて海賊の逮捕、取調べなどの司法警察活動を行っている。

図表Ⅲ-3-2-2 自衛隊による海賊対処のための活動（イメージ）



第3章  
安全保障協力

図表Ⅲ-3-2-3 派遣部隊の編成



VOICE

海洋安全保障について～初の自衛官出身大使の声～

ちゅうさつ  
ジブチ共和国駐劄特命全権大使  
おおつか うみお  
大塚 海夫 氏

ジブチは、国土、人口、資源、GDPのいずれから見ても決して大国ではありませんが、アフリカとアラブ世界の接合部に位置するバブ・エル・マンデブ海峡を扼する戦略的要衝にあり、その巧みな外交力と相まって、「自由で開かれたインド太平洋」の友邦として極めて重要な国です。治安が良く、経済成長もアフリカ随一の力強さを持ち安定しているため、多くの国が軍事拠点を置き、その結果として更に自国の安定度が高くなっています。

日本からの経済協力は、独立後の間もない時期に始まり、治安、教育、インフラ、保健衛生など幅広い分野で草の根レベルに浸透し、ジブチ国民の高い親日感情の醸成に寄与してきました。

今年で自衛隊活動拠点開設から10年を迎えます。この間、自衛隊の海賊対処行動は世界の海上交通の安全確

保に貢献してきました。大国エチオピアの外港としての機能を果たすジブチにとって、海上交通の安全は国益に直結しています。海賊対処行動はジブチの安全保障にも寄与しているとの声もあり、ジブチの地に足をつけて活動する自衛隊員は、両国の架け橋となってきました。

日本を代表する立場にある特命全権大使として、防衛と外交が「和」ンチームとなり、拠点開設10周年を機に二国間関係の更なる発展に寄与できるよう努力してまいる所存です。



和食による文化外交の最前線を担う  
公邸料理人山下元2等海佐と  
アクリル板を装着した食卓前にて（筆者：右）



ジブチ大統領に信任状を捧呈する筆者（手前右）  
【ジブチ大統領府】

### 3 わが国の取組への評価

自衛隊による海賊対処行動は、各国首脳などから感謝の意が表されるほか、累次の国連安保理決議でも歓迎されるなど、国際社会から高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事する現場の海自護衛艦に対し、護

衛を受けた船舶の船長や船主の方々から、安心してアデン湾を航行できた旨の感謝や、引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せられている。加えて、一般社団法人日本船主協会などからも日本関連船舶の護衛に対する感謝の意とともに、引き続き海賊対処に万全を期して欲しい旨、継続的に要請を受けている。

### 3 訓練などを通じた取組

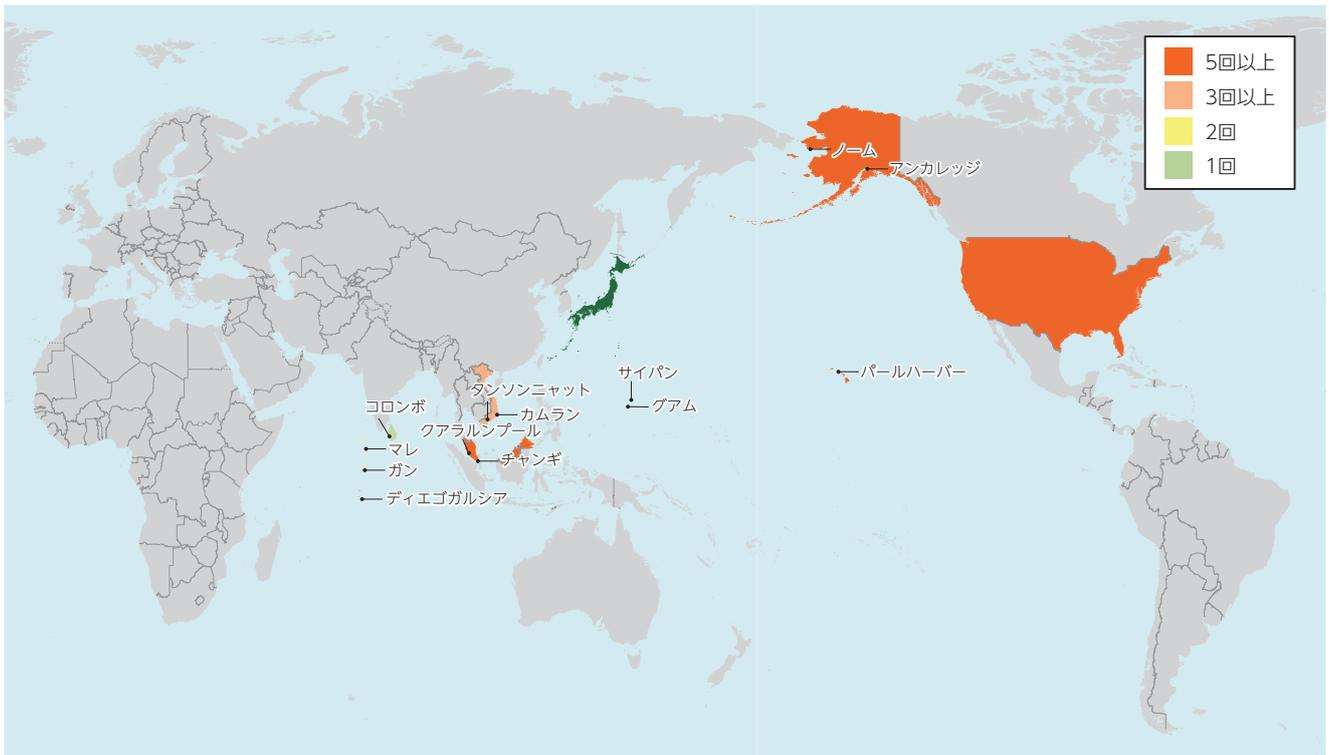
海自は、インド太平洋沿岸国との共同訓練などを通じ戦術技量の向上を図るとともに、インド太平洋地域の平和と安定への寄与、相互理解の増進及び信頼関係の強化に取り組んでいる。

2020年9月から10月にかけて実施したインド太平洋方面派遣訓練では、護衛艦「かが」をはじ

めとする派遣部隊が、日米、日印、日豪など、合計5回の二国間の共同訓練や親善訓練を実施したほか、海賊対処行動や派遣情報収集活動などの進出・帰投に合わせ、積極的に共同訓練、親善訓練や寄港を行った。

また、派遣海賊対処行動水上部隊は、海賊対処

図表Ⅲ-3-2-4 自衛隊による寄港・寄航実績 (2020.4~2021.3)



能力及び海賊対処にかかる連携の強化を目的に、ソマリア沖・アデン湾などにおいて、EUなど<sup>6</sup>との間で共同訓練を実施している。

こうした共同訓練や寄港を通じたインド太平洋

地域沿岸国との連携の強化は、海洋安全保障の維持に寄与するものであり、大きな意義がある。

**□ 参照** 資料46 (多国間共同訓練の参加など (過去3年間))  
 図表Ⅲ-3-2-4 (自衛隊による寄港・寄航実績 (2020.4~2021.3))

## 4 海洋安全保障にかかる協力

防衛省・自衛隊は、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ミャンマー、マレーシア、ブルネイ及びスリランカに対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行った実績がある。これにより、沿岸国などのMDA能力などの向上を支援するとともに、わが国と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化している。

また、2018年5月に閣議決定された海洋基本計画では、法とルールが支配する海洋秩序に支え

られた「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化することとされている。これを受け防衛省は、ADMMプラスや海洋安全保障分野におけるARF会期間会合 (ISM-MS) Inter-Sessional Meeting on Maritime Security といった地域の安全保障対話の枠組みにおいて、海洋安全保障のための協力に取り組んでいる。

6 派遣海賊対処行動水上部隊は、2020年6月及び2021年2月にEU海上部隊 (スペイン海軍) と、2020年7月にはEU海上部隊 (スペイン海軍) 及び韓国海軍と、同年8月には英海軍と、同年10月にはEU海上部隊 (スペイン海軍・空軍及びドイツ海軍) と、同年10月、2021年2月及び3月にはパキスタン海軍と、それぞれ海賊対処共同訓練を実施